

関連資料

つくばみらい市地区計画の区域内における 建築物の制限に関する条例(案) 概要

※注意※

この関連資料に関する意見については、公募対象外となります。



地区計画 各地区の内容

	小絹地区 (絹の台地区)	伊奈・谷和原丘陵部地区 (みらい平地区)	福岡工業団地地区	つくばみらい 福岡地区
設定時期	昭和61年8月8日	平成16年8月26日	平成30年2月22日	令和3年10月20日
地区計画の地域と面積	約85.2ha	約274.9ha	約32ha	約70.7ha
地区計画の内容	国道294号及び谷和原(カキガ)の西側に接している。職と住の近郊ある都市の育成と利便性のある新市街地と良好な住環境を図る。また、ゆとりある緑豊かな都市環境の創出を図ることを目標とする。	多様なニーズに応える土地利用をベースに、自然と調和した魅力ある街づくりを進めている。緑豊かな魅力ある住宅地の創出と利便性の高い良好な住宅市街地の形成を図ることを目標とする。	産業拠点にふさわしい良好な工業団地の環境の創出・保全を図ることにより、生産・物流系の工業地区質の高い生産環境の地区を目指す。	生産・物流系の業種を主体とした工業及び関連施設等の集積した工業系地区としての土地利用を図る。周辺環境との調和に配慮しながら工場関連施設の集積立地を誘導し、良好な都市環境を有する工業団地とする。
地区計画の制限	用途の制限 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 かき又はさくの構造の制限 建物の建ぺい率容積率	用途の制限 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 かき又はさくの構造の制限 土地の区画形質の変更の制限 高さの最高限度	用途の制限 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 かき又はさくの構造の制限	用途の制限 容積率の最高限度 建蔽率の最高限度 敷地面積の最低限度 壁面の位置の制限 高さの最高限度 建築物等の形態又は意匠の制限 かき又はさくの構造の制限

①小絹地区 地区計画 (絹の台地区)

つくばみらい都市計画小絹地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

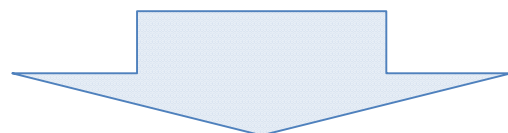
②伊奈・谷和原丘陵部地区 地区計画 (みらい平地区)

つくばみらい都市計画伊奈・谷和原丘陵部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

③福岡工業団地地区 地区計画(1期地区)

つくばみらい都市計画福岡工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

④つくばみらい福岡地区 地区計画(2期地区)

 条例を1つに、集約する

つくばみらい市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例



【条例化の目的】

地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保することを目的とした条例です。条例化することにより、地区計画に適合しない建物を建築しようとする事業者等に対し、法的拘束力を持たせた指導・勧告等ができるようになります。

【条例の概要】

都市計画決定している4カ所の地区計画【ア 小絹地区、イ 伊奈・谷和原丘陵部地区、ウ 福岡工業団地地区(1期地区)、エ つくばみらい福岡地区(2期地区)】について、既存の3つの条例(ア、イ、ウ)と新設する条例(エ)を1本に集約し、条例の実効性の確保や違反建築への抑止力を高めるため、罰金を10万円以下から50万円以下に引き上げるものです。なお、新規条例の制定にあたり、既存の3つの条例については、廃止します。施行期日については、令和6年4月1日とします。

※条例化による、新たな建築物に関する制限の追加はありません。